

■（仮称）新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業 第2回募集要項（参加資格申請以外）に関する質問への回答

【維持管理・運転支援業務委託契約書案に関する質問】

No.	項	項目番号	項目名	項	質問内容	回答
1	3	第2条 6項	事業日程	3	「ただし、建設工事請負契約において建設企業の責めに帰すことができない事由により本施設の建設工事の遅延が生じたときは、この限りでない。」とのことですが、かかる場合は、受託者に生じた損害を委託者にご負担していただけるとの認識で宜しいでしょうか。	委託者の責めに帰すことのできる事由により事業日程が変更されたときは、ご理解のとおりです。
2	4	第6条	一括再委託の禁止	4	再委託に関してのご記載がございますが、再々委託についても貴組合のご了解をいただけた場合には委託が可能であると理解して宜しいでしょうか。 様式第9号-4-1-1（地元企業・雇用発注額表）においても、「二次下請（再々委託）」とのご記載があるため、可能であると理解しています。	受託者から業務の委託を受けた者が当該業務をさらに委託すること以下「再々委託」という。）については、特に第6条が定めるものではありませんので、提案に従い業務を実施してください。再々委託は、事業実施体制において明らかにしてください。
3	9	第20条 5項	条件変更等	9	「～必要があると認められるときは、履行期間若しくは～」とのご記載がございますが、履行期間とは本件、維持管理・運転支援業務委託契約に係る履行期間を指すものと理解して宜しいでしょうか。	履行期間とはこの契約に従い業務を実施すべき期間をいいます。
4	9	第22条 2項	本施設整備に係る契約不適合の場合の特則	9	建設企業の契約不適合責任は契約不適合責任期間（建設工事請負契約書第46条の4）内に限り負う責任であるところ、当該契約不適合責任期間経過後に受託者に生じた本条の費用及び損害は委託者にご負担して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	10	第24条 2項 3項	準備及び引継ぎ	10	第2項及び第3項に「維持管理職員『等』」とございますが、維持管理職員の他、受託者が必要とし自ら配置する人員を指すものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	11	第31条、 32条 1項～ 3項、 2項	計画ごみ処理量及び計画ごみ性状、災害発生時等の受入れ	11	維持管理・運転支援業務委託契約書案 第31条1項～3項の条文は、「計画ごみ処理量や計画性状が要求水準書と著しく相違し、施設の改造等の費用が発生する場合において、別紙3の定めにより精算を行う」趣旨のご記載かと存じます。その上で、別紙3に記載する内容は、様式第9号-6-1（コストに関する考え方）の提案内容と同等となりますが、本様式で提案すべき内容には「施設の改造」を踏まえた提案は困難であると思慮致します。つきましては、施設の改造等が必要になる場合のごみ量・ごみ性状の変更については貴組合の負担とし、改造等が不要の場合の変更については別紙3によるものとしていただけないでしょうか。同様に、第32条2項につきましても、災害廃棄物の処理のために施設の改造等が必要となった場合においては現時点で提案が困難ですので、貴組合の費用負担としていただけないでしょうか。	当該質問は様式集に関する質問としてお答えします。様式集【参加資格申請以外】に関する質問及び回答を参照ください。
7	12	第32条 1項	災害発生時の受入れ	12	「委託者がある処理を実施しようとする場合、受託者は必要に応じその処理に協力するものとする」とございますが、協力の範囲は契約書及び要求水準書で定められた範囲であると理解して宜しいでしょうか。	協力の範囲は具体的な状況により異なりますので、具体的な協力内容は不測の事態が発生した場合の委託者と受託者の都度協議になると考えられます。
8	13	第36条	計画外の補修	13	本条の計画外補修又は更新の対象には、建設企業による契約不適合に起因する補修は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	計画外補修に建設企業の契約不適合による補修は含まないことは、ご理解のとおりです。
9	13	第36条	計画外の補修	13	本条の計画外補修又は更新の対象には、維持管理・運転支援業務委託契約書（案）第38条の契約不適合に起因する補修は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。受託者の実施した補修等の内容が本契約に適合しないものは、第38条の対象であり、第38条第2項に定める契約不適合責任期間経過後の当該不適合については、受託者は本条の責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	前段の質問については、受託者の契約不適合に基づく補修が計画外補修の場合は、実施の手続は第36条に従って行ってください。後段の質問については、ご理解のとおりです。なお、契約不適合により補修した部分の定期点検、定期補修等は受託者の費用において実施してください。
10	13	第36条	計画外の補修	13	3項において「～受託者が明らかにしたときは、～」とのご記載がございますが、本件事業に運転業務は含まれないため、運転支援事業者は運転事業者（運転員を含む）の行動を監視することはできず、運転員等の故意もしくは過失により当該補修又は更新が必要になったことを受託者が明らかにすることは困難であり、受託者にとって過度なリスク負担（困難な証明責任が受託者所掌）となりますので、以下いずれかの文案にご変更いただけないでしょうか。 ①【第3項の全文】第1項の補修又は更新に必要な費用は受託者が負担する。また、第1項の補修又は更新の原因が受託者の過失である場合、当該補修又は更新に要する費用も受託者が負担する。 ②【第3項の一部】「～又は運転事業者の運転員等の故意若しくは過失により当該補修又は更新が必要となった場合の、当該補修又は更新に要する費用は委託者が負担する。」 ご変更いただけない場合、どのような方法をもってすれば「明らかにした」と貴組合にお認めいただけるのか、事例をご提示いただけないでしょうか。	本項は原案のとおりとします。具体例として、教育計画書等にて教育内容を記載した書類の確認、運転支援事業者又は当組合による運転事業者（運転職員）へのヒアリングにより、当該教育計画書とおりに実施されたかどうかをもってして、運転職員等に対する指示に誤りが無かったかどうかを判断します。
11	13	第36条 3項	計画外の補修	13	「運転事業者の運転員等の設備の取り扱い等が著しく不相当であった場合」とありますが、「著しく」でなくても、単に「不相当」であれば受託者が補修費用を負担する義務はないと考えますので「著しく」との文言は削除して頂きたいいたします。	第36条第3項に関する質問と想定しての回答ですが、原案のとおりとします。運転員の些細なミスは想定範囲内と考えられます。
12	14	第38条 3項	契約不適合	14	「ただし、受託者がある契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない」とございますが、「知っていた」とは更新・補修の確認の時に受託者が知っていたとの認識で宜しいでしょうか。	「知っていた」とは、指示を受けたときから完了確認のときまでのいずれかの時点で知るに至った場合を含みます。
13	16	第44条 2項	停止期間中等の処理対象ごみの処理	16	「受託者は、前項による委託者の処理対象物の処理に協力する」とございますが、協力の範囲は契約書及び要求水準書で定められた範囲であり、仮に定められた以上の業務が発生した場合には係る費用についてはご協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	協力の範囲は具体的な状況により異なりますので、具体的な協力内容は第44条第1項が想定する事態が発生した場合の委託者と受託者の都度協議になると考えられます。
14	16	第46条	委託費の支払	16	貴組合からの支払頻度に関する記載がございませんが、支払の頻度（毎月毎、4半期毎など）は、別紙3へ転記する、様式第9号-6-1（コストに関する考え方）にて提案するものと理解して宜しいでしょうか。	当該質問は様式集に関する質問としてお答えします。様式集【参加資格申請以外】に関する質問及び回答を参照ください。
15	18	第54条 1項	損害賠償等	18	「ただし、委託者の指示によるものを除く。」とありますが、この一文は誤記との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書案を修正します。

16	28		別紙3 委託費の支払い	28	「落札者の提案に基づき組合と落札者が協議の上作成する」とあります。 委託費の内訳及び算出方法並びに委託費の支払手続は、提案書提出時に自由フォームで提出すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、契約書に綴ることを想定しているため、一部、体裁などを修正する可能性があります。
17	29		別紙4 委託費の改定	29	「落札者の提案に基づき組合と落札者が協議の上作成する」とあります。 委託費の改定方法に関しては、提案書提出時に自由フォームで提出すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、契約書に綴ることを想定しているため、一部、体裁などを修正する可能性があります。